

令和5年9月吉日

お取引先 各位

長岡赤十字病院

インボイス制度施行に伴うご案内

拝啓 初秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行されます。

つきましては、当院専用の新書式を下記のとおり掲載いたしますので、皆様におかれましては10月の取引分より新書式に改訂いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新書式掲載内容

- (1) 請求書（鑑）
- (2) 納品書（事業者控）、購入伺・納品書、請求内訳明細書（3枚1セット）
（以下、「納品書等」という。）
- (3) 口座振込依頼書（新規または内容に変更がある際にご提出ください。）

2. 留意事項

(1) 【重要】

請求書（鑑）が“一の適格請求書”となります。根拠を示す書類として請求内訳明細書を添付することで適格請求書の要件を満たす形をとっております。

当院においては、システム登録の都合上**税込金額（総額表示）が合計額の基準**となりますので、請求書（鑑）の消費税は税込金額総額から逆算して割り出された金額をご記載ください。また、端数の影響により各納品書等の消費税合計額と請求書（鑑）へ記載する額に差異があった場合は、事業者様の内部処理にて調整いただきたく存じます。

- (2) 納品書等はあくまで内訳明細として取り扱います。(1)にて端数処理をするため、1枚ごとの**納品書等には全て税込金額**をご記載ください。

- (3) 軽減税率品については品名の前に「*」印を忘れずにご記載ください。
- (4) 事業者様よりご負担いただいております振込手数料について、当院では「**売上げに係る対価の返還等**」(売手の売上値引き)の扱いにより処理することとしております。したがって、**振込手数料は1万円未満**となることから**買手(当院)に対して適格返還請求書の交付義務は免除**されることとなります。(双方の事務負担発生はありません。)
- (5) 納品書等作成の際は入力用シートの黄色で塗りつぶしたセルに必要項目をご入力いただき、印刷をしてください。
- (6) 請求書(鑑)下部の登録番号欄には、ハイフンなしの適格請求書発行事業者登録番号をご記載ください。
- (7) SPD 部門においては、従来通り当院より納品書等を発行し、各事業者様より押印・返信いただく形式となります。したがって、事業者様より発行いただくものは請求書(鑑)のみとなります。なお、消費税の記載方法は(1)のとおりとなります。
- (8) 給食材料(栄養課部門)にかかる消費税算出方法は(1)(2)に記載の限りではありません。従来通りの算出方法で差し支えありません。
- (9) 業者コード欄は当院より各事業者様に付番した0000から9999までの4桁の番号を記載いただく項目となります。番号が不明の場合はお問い合わせください。

その他、ご不明点等ございましたら下記連絡先までお問い合わせください。よろしくお願い申し上げます。

以上

〒940-2085

新潟県長岡市千秋2丁目297番地1

長岡赤十字病院 管財課

T E L : 0258-28-3600

F A X : 0258-28-9000